

第五十七南極特別保護地区管理計画

ロス島のロイズ岬のバックドア一湾(第15南極史跡記念物「アーネスト・シャクルトンの歴史的小屋」及びその周辺)

1. 保護を必要とする価値の記述

本地区の特筆すべき歴史的価値は、勧告9(1972)において第15南極史跡記念物として記載されている通り、正式に認められている。本地区は、措置1(1998)において第27特別保護地区として指定され、決議1(2002)において第157南極特別保護地区として再指定された。管理計画は見直しを行い、訪問者管理条項を追加した改訂版が措置2(2005)及び措置9(2010)によって採択された。

本地区の中心にあるこの小屋(第15南極史跡記念物)はアーネスト・シャクルトン率いる1907から1909年の英国南極ニムロデ探検隊(British Antarctic Nimrod Expedition)が1908年2月に建てたものである。この小屋は1914から1917年のアーネスト・シャクルトン帝国南極横断探検隊(Imperial Trans-Antarctic Expedition)のロス海隊にも定期的に使用された。

小屋に関連する建造物には、厩舎、犬小屋、トイレ、南極の最初の自動車のガレージが含まれる。地区内にあるその他の重要な遺物には、設備小屋、補給品デポ及びゴミ捨て場がある。その他更に多くの人工物が地区の周りに分布している。

ロイズ岬は、南極における当初の人間活動の重要な地点の一つである。南極探検のヒーロー時代の重要なシンボルであり、それ自体が歴史上、非常に重要である。南極における地球科学、気象、動植物相の研究で最も古いものの一部は、本地点を拠点としたニムロデ探検隊に関連している。南極の理解と認識のために彼らが行ったこれらの活動の歴史及び貢献は、この地区に重要な科学的、景観的、歴史的価値を与えている。

ロイズ岬は、南極環境ドメイン分析(決議3, 2008)では環境S- マクマード・南ヴィクトリア・ランド地質に、また南極保護生物地理区(決議6, 2012)は地理区9- 南ヴィクトリア・ランドに属している。環境Sに含まれる他の保護地区は、ASPA105、116、121、122、123、124、131、137、138、154、155、156、158、161、172、175及びASMA2である。

2. 目的

本管理計画の目的は、本地区の価値を保全することができるよう、本地区及びその特徴を保護することである。管理計画の目的は以下のとおりである：

- ・本地区の価値の悪化または価値への重大なリスクの回避
- ・以下の内容を含む計画された保全活動を通じた歴史的価値の維持
 - a. 毎年の「現地」維持プログラム
 - b. 人工物及び構造物の状況及びそれらに影響する要素のモニタリングプログラム
 - c. 地区内外での行う人工物保全プログラム
- ・以下に示す内容を含む地区の価値及び特徴の保護に対応する管理活動の許可：
 - a. 小屋及びその周囲にある歴史的アイテムの配置の地図化又は記録
 - b. その他関連する歴史的データの記録
- ・管理されたニムロデ小屋への立ち入りによる地区及びその特徴、人工物に対する人間による不必要な攪乱の防止。

3. 管理活動

本地区の価値を保護するため、以下の管理活動を行う必要がある：

- ・ニムロデ小屋及び関連する地区内の人工物に対して、保護作業に関する定期的なプログラムを実施しなければならない。
- ・管理目的のために、訪問は必要に応じて行われなければならない。
- ・現在の訪問者制限による影響を評価し、その結果と管理に関する関連提案事項を本管理計画の見直しに含めるため、系統的なモニタリングを実施しなければならない。
- ・本地区内で行われている国の南極プログラム又は本地区に興味がある者は、上記の管理活動の

実施を確保する目的で合議しなければならない。

- ・地区の地図を含む本管理計画のコピーは、隣接する稼働中の調査基地／観測基地で利用可能でなければならない。また本地区及びその周辺を訪れる船舶にも提供される。

4. 指定の期間

指定の期間は無期限である。

5. 地図

- ・地図1: ASPANo. 157バックドアー湾の広域地形図。
投影法: ランベルト正角円錐図法;
基準緯線: 第一標準緯線 南緯77度33分30秒、第二標準緯線 南緯77度33分30秒;
中央経線: 東経166度10分00秒;
緯度原点: 南緯78度00分00秒;
測地基準系: WGS84
データソース:
基図及び等高線は、1993年11月16日USGS/DoSLI (SN7847) 撮影の航空画像を使用し、縮尺1:2500、位置精度±1.25m(水平)及び±2.5m(垂直)、地上解像度0.4mで作成した正射写真より。
標識: UNAVCO(2014年1月)。ASPAN境界線: ERA(2014年1月)。測量マーカー: LINZ(2011)。展望エリア及びAWS(おおよそ): ERA(2014年1月)。おおよそのペンギン営巣地は、2005年1月19日撮影、2014年3月P. Lyver, Landcare Research提供の航空画像に幾何補正を行いデジタル化したもの。
等高線(10m間隔)及び他のインフラストラクチャーはGateway Antarctica(2009)提供。
挿入図1: ロス海地域。挿入図2の位置図。
挿入図2: ロス島地域。挿入図1、マクマード基地(米国)及びスコット基地(ニュージーランド)の位置図。
- ・地図2: ASPANo. 157バックドアー湾の地区地形図。地図仕様は地図1に同じ。ただし等高線間隔は2m。

6. 本地区の記述

6(i) 地理学的経緯度、境界の標示及び自然の特徴

ロイズ岬はロス島の西端にある無氷地域で、ロス島のバード岬の南約40km、ハット岬半島の北35kmに位置する。無氷地域は漂礫土に覆われた玄武岩の基盤岩からなる。指定地区はロイズ岬の北東、バックドアー湾に隣接している。アデリーペンギンのコロニー、第121南極特別保護地区の東端に隣接している。本地区の中心にシャクルトンのニムロデ探検隊小屋がある。

東及び南の境界線は、バックドアー湾の無標地点(南緯77度33分07.5秒、東経166度10分32.6秒)からアライヴァル湾の無標地点(南緯77度33分15.8秒、東経166度10分06.6秒)まで延びるロイズ岬東岸の汀線からなる。

西の境界線は、ASPANo. 121の境界線に沿って、アライヴァル湾の海岸線(南緯77度33分15.8秒、東経166度10分06.6秒)からペンギン展望エリア南端の標識(南緯77度33分15.2秒、東経166度10分05.7秒)まで北西に18m、そこからペンギン展望エリア北端の標識(南緯77度33分12.9秒、東経166度10分01.9秒)まで74m、さらにポニー湖の東にある標識(南緯77度33分11.8秒、東経166度09分59.0秒)まで42m延びる線である。

境界線は次にポニー湖東の標識(南緯77度33分11.8秒、東経166度09分59.0秒)からガリーに沿って北西に延び、ニュージーランドの避難小屋に隣接する無標地点(南緯77度33分07.5秒、東経166度10分12.9秒)に達する。

北の境界線は、ニュージーランドのシェルター(南緯77度33分07.5秒、東経166度10分12.9秒の無標地点)から真東に、バックドアー湾の海岸線(南緯77度33分07.5秒、東経166度10分32.6秒)まで延びている。

本地区周辺ではオオトウゾクカモメ(*Catharacta maccormicki*)が営巣し、アデリーペンギン

(*Pygoscelis adeliae*)が隣接するロイズ岬のコロニーからしばしば本地区を通過する。

6(ii)本地区への立ち入り

本地区への立ち入りはバックドアー湾から又は地図Bに示すルートを利用したヘリコプター着陸地点から徒歩とする。ボート(開水面がある時)又は車両(安全な海氷状態である時)による上陸は、バックドアー湾内で可能である。ASPA121の海洋の範囲(地図1及び2参照)を避けるよう注意する必要がある。

ヘリコプターは、年間を通じて、ニュージーランドの避難小屋の北にある第一着陸地点(南緯77度33.06分,東経166度10.38分)に着陸すべきである(地図2)。第二着陸地点は第一着陸地点の南西~100m(南緯77度33.11分,東経166度10.24分)に位置するが、ペンギンのコロニーが占有される時期(11月1日から3月1日まで)は避けるべきである。

6(iii)本地区内及び本地区の付近にある建造物の位置

南極条約の銘板を除き、本地区内の全ての建造物は歴史的起源を持つものである。地区の最大の特徴は周りが囲まれた窪地にあるシャクルトンのニムロデ避難小屋である。小屋は設備小屋、補給品デポ、ごみ捨て場などの多くの歴史的遺物に囲まれている。地区の周りにはさらに多くの人工物が分布している。

ニュージーランドの避難小屋及び野営地は、地区の北西のコーナーに位置している。

6(iv)地区付近にあるその他の保護地区の位置

- ASPA121(元SSSINo. 1)のロイズ岬は、本地区に隣接している。
 - ASPA122(SSSINo. 2)のアライヴァル高地、及び
 - ASPA158(SPANo. 28)のハット岬は、ハット岬半島のロイズ岬の南約35kmにある。
 - ASPA130(SSSINo. 11)のトラムウェイ尾根は、ロイズ岬の東約20kmにある。
 - ASPA116(SSSINo. 10, SPANo. 20)のニュー・カレッジ谷はバード岬の周辺にあり、北35kmに位置する。
 - ASPA155(SPANo. 25)のエヴァンス岬は南12kmにある。
 - ASPA156(SPANo. 26)のルイス湾は北東36kmにある。
- 全ての地区はロス島に位置する。

6(v)本地区内の特別区域

本地区内に特別区域はない。

7. 許可証の条件

本地区への立ち入りは、許可証に従う場合を除き、禁止されている。許可証は適当な国内当局のみによって発給され、一般的な及び特別な条件を含めることが可能である。国内当局は、1シーズン内の多くの訪問を対象とした許可証を発行することが可能である。地区内で活動している締約国は、本地区訪問に関心のある団体や組織と互いに相談し、訪問者数が超過しないようにしなければならない。地区に立ち入る許可証は以下の活動を対象に期間を定めて発行することができる。

- 保全、研究及び/又はモニタリングの目的に関係した活動
- 本計画の目的を支援する管理活動
- 当該活動が本管理計画の目的に矛盾しない場合、観光も含む教育またはレクリエーションに関連する活動

7(i)本地区への出入りの経路及び本地区内または上空での移動

- 本地区内にある多くの脆弱な地物の周囲の混雑によるダメージを防ぐため、地区内での移動を制限する必要がある。地区内の人数(小屋内の人数も含む)は常に最大40人とする。
- 小屋内にある多くの脆弱な地物の周囲の混雑によるダメージを防ぐため、小屋内での移動を制限する必要がある。小屋内の人数(ガイドも含む)は常に最大8人とする。
- 小屋内部への累積的影響を回避するため、年間訪問者数を制限する必要がある。現在の訪問レ

ベルの影響(1998/99から2013/14年で年平均767人)から、急激な増加は重大な悪影響を及ぼすと考えられる。年間最大訪問者数は2,000人とする。

- これらの制限は現在の訪問レベル及び保全に関する諮問機関(保存管理者、考古学者、歴史学者、博物館学者及びその他の歴史保護の専門家を含む)から得られる最善の助言をもとに設定されている。この制限は、現在の訪問者数の大きな増加が保護すべき価値に悪影響を及ぼすであろうという提案に基づいている。特に現在の訪問者に対する制限が適当であるかどうかなど、管理計画の将来の見直しの基礎を提供するために、訪問者による影響の評価を目的とした継続的なモニタリングを行わなければならない。
- 混雑や7(ii)で規定する行動規範に反した活動による損害を回避するため、本地区の訪問を適切に管理する必要がある。観光、教育、レクリエーションに係わる訪問全ては、主宰者が登録した経験あるガイドによって管理される必要がある(7(ix)項参照)。
- 本地区へのヘリコプターの着陸は、スコリアや氷の粒子を飛散し、また小屋並びにその周辺の人工物の磨耗を加速することで地区に損害を与える可能性があるため、禁止されている。望ましい接近方法及び着陸地点については6(ii)を参照すること。

7(ii) 地区内で実施することのできる活動

地区内で実施することのできる活動には以下のものが含まれる。

- 保全目的の訪問
- 観光を含む教育上及び/又はレクリエーション上の訪問
- 地区の価値を損なわない科学活動

訪問者は、許可証で明記されている保全、研究、モニタリング、管理上の活動など特に必要がある場合を除き、以下の行動規範に従う必要がある。

- 床の摩耗を減少させるため、小屋に立ち入る前に備え付けのブラシを使用し、長靴から砂、スコリア、氷、雪を完全に落とすこと。また、床を傷つける金属製のスパイクではなく、底が平らなゴム製の三脚または一脚のみが使用可能である。
- 塩の粒子は金属物の腐食を進行させるため、海水で濡れた衣服、長靴からの海水の破片などは全て除去すること。
- 小屋内にある物品や家具は触ったり、移動したり、座ってはいけない。人工物を扱うことはダメージの原因となる。
- 多くの場所は狭く、人工物に偶然ぶつかることがあるため、室内ではリュックを背負わないこと。また、小屋内で1回当たり最大人数(8名)となった場合は、三脚や一脚の使用は禁止されている。
- 地点の周辺を移動するときは、雪で隠れた物を踏まないよう十分に注意し、指定された歩行路上にとどまること。
- 火は非常に危険なため、小屋内又はその周囲での燃焼式ランタンの使用、裸火又は喫煙は禁止されている。
- 訪問は供給されたノートに記録すること。これにより、訪問の時間及びレベルと、小屋の中で自動的に記録される温度及び湿度のデータとの相互関係をみることができる。

7(iii) 建造物の設置、改築または除去

- 1項で明記された地区の価値に悪影響を与えない保全又は科学活動を除き、本地区内での新たな建造物の建設、科学機器の設置を実施してはいけない。
- 7(vii)の規定に従って発給された許可証に明記されていない場合は、歴史的建造物を地区から除去してはいけない。

7(iv) 野営地の位置

- 生活目的での地区内の歴史的小屋の使用は許可されない。いかなる状況においても地区内の野営は行えない。
- 既存の野営地及びニュージーランドの避難小屋は本地区の北西の境界に位置している(地図B参照)。

7(v) 地区内に持ち込むことのできる物質及び生物に関する制限

- ・ 生きている生物、植物体、土壌又は微生物を本地区内へ持ち込んではいけません。食品を本地区内に持ち込んではいけません。
- ・ 許可された科学的、保全上の目的でのみ化学物質を持ち込むことができる。歴史的構造物又は関連する遺品の保全に対して必要不可欠な目的のために必要な場合を除き、燃料を含む化学物質又はその他の物質は、地区内に残置してはいけません。
- ・ 持ち込む全ての物質は、不必要になった時点及び関連する許可証で明記された期日前に除去されなければならない。

7(vi) 在来の植物及び動物の採捕またはこれらに対する有害な干渉

- ・ 本活動は、環境保護議定書附属書Ⅱ第3条に基づき、当該目的のため、しかるべき国内当局から特に発行された許可証に従う場合を除き禁止されている。
- ・ 動物の採捕又は有害な干渉が生じる場合は、最低限の基準として、SCARの「南極における科学目的のための動物の利用に関する行動規範」に従わなければならない。

7(vii) 許可証の所持者によって地区に持ち込まれた以外の物の収集または除去

- ・ しかるべき国内当局が発行した許可証に明記されている場合にのみ、本管理計画の目的と一致した保全上の理由により、本地区から物資を収集及び除去することが可能である。
- ・ 環境上又は人間の健康に悪影響を及ぼす物資は、許可証に従い、以下の基準の1項目以上に該当する場合、処理のために本地区から撤去することができる。
 - i. 環境、野生生物、又は人間の健康及び安全への脅威となる人工物
 - ii. 合理的に保全することができないほど状態が悪いもの
 - iii. 小屋、その居住者又は南極の歴史を理解する上で全く重要でないもの
 - iv. 地区又は小屋の景観上、意味のない又は景観を損なうもの
 - v. 固有又は希少でないもの

さらに、撤去行為が以下の場合とする。

- i. 文化財保護について適切な専門知識を有するパーティによる実施する場合。
 - ii. 地区の保全活動に関する全体計画の一部である場合。
- ・ 国内当局は、人工物の除去及び上記基準による評価全てが、適切な文化財保護の専門知識を持つ人材により実施されることを確保しなければならない。
 - ・ 歴史上高い価値を持つと判断される人工物であり、現在の適用可能な技術では地区では保全することができないものは、当該物を無事に戻すことができる時期まで、コントロールされた環境で保管する目的で、許可証に従い撤去することができる。
 - ・ 土壌及びその他の自然物質のサンプルは、適切な許可証に従い、科学的目的のみについて除去することができる。

7(viii) 廃棄物の処理

研究隊又は訪問者から発生する汚物、排水及びその他の廃棄物全ては、本地区から撤去しなければならない。

7(ix) 管理計画の目的の達成が継続されることを確保するために必要な措置

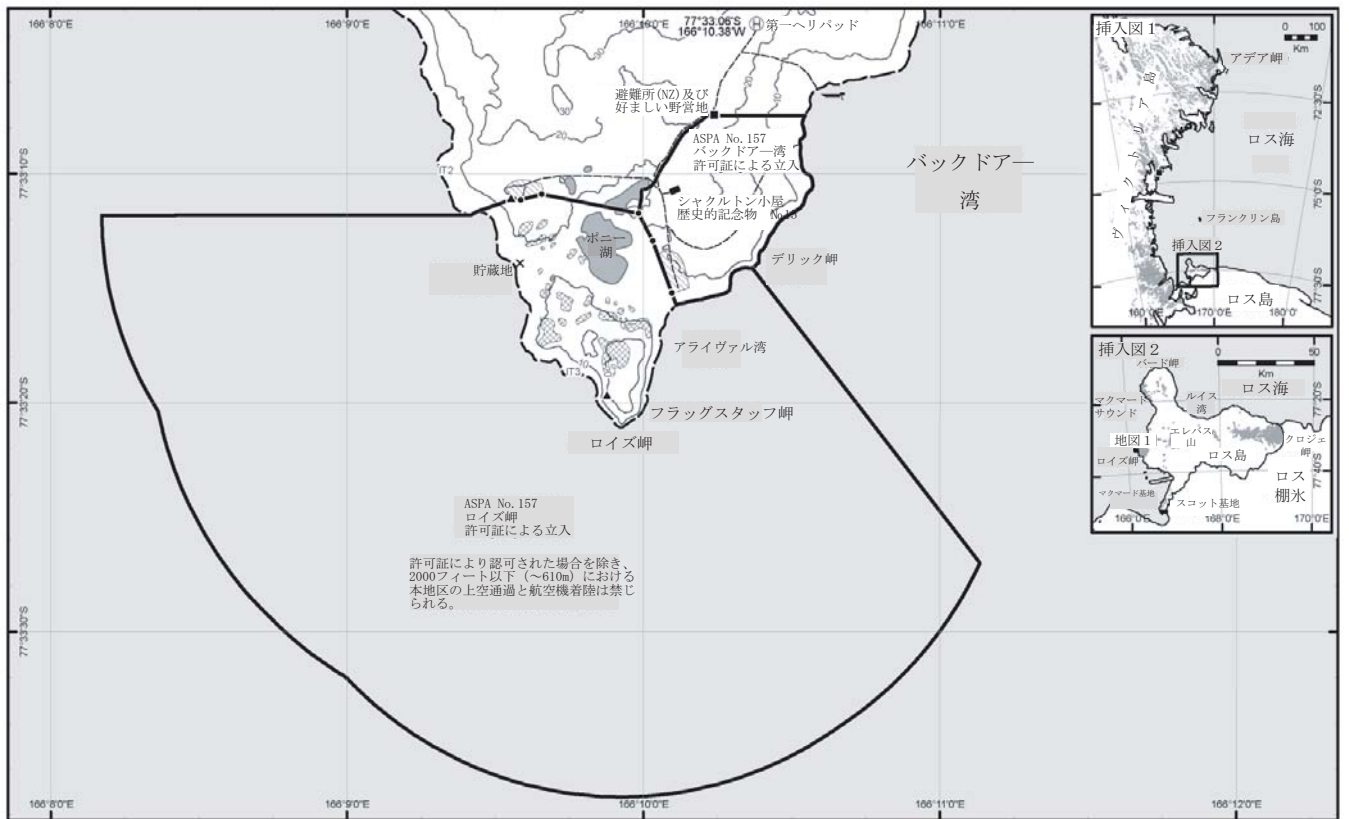
- ・ 地区内では許可証(または公認の写し)を携帯すること。
- ・ 本計画の必要条件に関する情報は全ての訪問者に提供されなければならない。
- ・ 7(ii)に規定する行動規範は、保全、研究、モニタリング、管理上の目的など特に必要がある場合を除き、訪問者全てが従う必要がある。
- ・ 地区への教育的、レクリエーション上の訪問(観光を含む)を補助する主宰者は、夏期シーズンの開始前に、訪問期間中にガイドとして活動し、地区及び管理計画に関する実務上の知識をもった人物を登録すること。
- ・ 教育上及びレクリエーション上の訪問(観光を含む)は全て、登録されたガイドが監督し、当該ガイドは、訪問者に行動規範及び本管理計画の要求事項について概要説明を行うとともに行動規範の遵守の確保の責任を有する。

- ・締約国は、地区の価値の保護を支援する技術やリソース(特に保全技術)を発展させるため、相談し、協調しなければならない。

7(x) 報告に関する必要事項

締約国は、各許可証の代表者が、実施した活動を記載した報告書をしかるべき当局に提出するよう確保しなければならない。当該レポートは、必要に応じ、決議2(1998)の付録4の「訪問報告書」に記載されている情報を含まなければならない。加えて、7(vii)項に従う物質の除去は全て、除去の理由及び品目の現在の位置又は処分日を含み、詳細にしなければならない。当該品目の地区への返却が生じた場合もまた、全て報告する必要がある。

締約国は地区内の活動の記録を維持し、年次情報交換において、自国の管轄の対象となる人が行った活動について、管理計画の有効性評価を実施するに十分な詳細を含む活動概要を提供しなければならない。

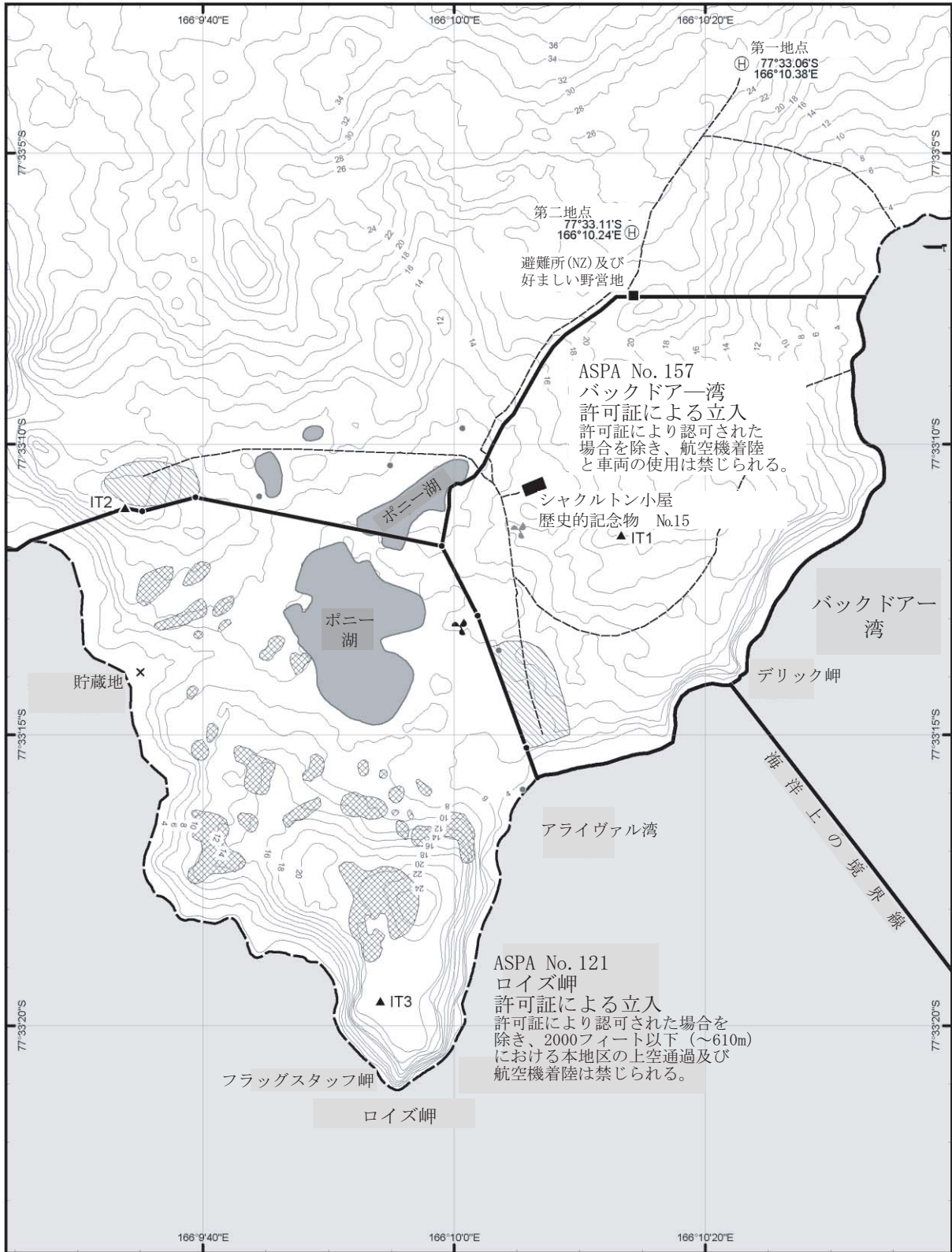


地図1：第157南極特別保護地区-バックドア湾-広域地形図

13 Apr 2015 (Map ID: 15093.001.03)
 Antarctica New Zealand
 Environmental Research & Assessment

- | | | |
|----------|-------------|-----------------|
| 海岸線 | 湖/池 | ヘリコプターの着陸地点 |
| 等高線(10m) | 南極特別保護地区境界線 | 好ましい小さいホントの着陸地点 |
| 無水地 | ペンギン営巣地 | 測量マーカー |
| 海 | ペンギン展望エリア | 標識/境界点 |
| | 経路 | |
| | 建築物 | |

0 50 100 150 200
 Meters
 Projection: Lambert Conic Conformal
 Spheroid and horizontal datum: WGS 84
 Data sources: ASPA boundary: ERA (Jan 2014);
 Signposts: UNAVCO (Jan 2014); Topography &
 infrastructure data supplied by Gateway Antarctica (2009);
 Penguins: digitised by ERA from georeferenced aerial
 image (2005) provided by Landcare Research.



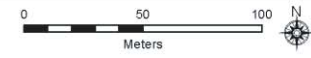
地図 2 : 第157南極特別保護地区-バックドアー湾-地区地形図

29 Jan 2015 (Map ID: 10093 0002.02)
 Antarctica New Zealand
 Environmental Research & Assessment



- 海岸線
- 等高線 (2m)
- 無水地
- 海
- 湖/池
- 南極特別保護地区境界線
- ペンギン営巣地
- ペンギン展望エリア
- 経路
- 建築物
- 測量マーカー

- 標識/境界点
- 標識
- ⊕ ヘリコプター着陸地点
- 好ましい小さい
- ホントの着陸地点
- 自動気象観測所
- 歴史的気象観測所



Projection: Lambert Conic Conformal,
 Spheroid and horizontal datum: WGS 84.
 Data sources: ASPA boundary: ERA (Jan 2014);
 Signposts: UNIAVCO (Jan 2014);
 Topography & infrastructure data supplied
 by Gateway Antarctica (2009);
 Penguins: digitised by ERA from georeferenced aerial
 image (2005) provided by Landcare Research.